

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔 軽減売上割合(10営業日)を
使用する課税期間用 〕

売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38①)。

以下の①～⑪欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	氏名又は名称		
適用対象期間		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・			

			事業の区分ごと			の計算
			()	()	()	合計
税率ごとの区分が困難な事業における課税資産の譲渡等	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	①	円	円	円	
	通常の事業を行う連続する10営業日	②	年月日 (自) ・ ・ (至) ・ ・	年月日 (自) ・ ・ (至) ・ ・	年月日 (自) ・ ・ (至) ・ ・	
	②の期間中に行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	③	円	円	円	
	③のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)に係る部分の金額(税込み)	④				
	軽減売上割合 (④／③) ※1	⑤	[%] ※端数切捨て	[%] ※端数切捨て	[%] ※端数切捨て	
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (①×④／③×100／108) ※1	⑥	円	円	円	円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ((①－(①×④／③))×100／110) ※1	⑦				
※1) 主として軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、軽減売上割合の算出につき困難な事情があるときは、「50／100」を当該割合とみなして計算することができる。その場合は、②～④欄は記載せず、⑤欄に50と記載し、⑥及び⑦欄の金額の計算において、「④／③」を「50／100」として計算する。						

税率ごとの区分が困難な事業における課税資産の譲渡等	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ※2	⑧	
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ※3	⑨	

※2) ⑧欄には、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)のみを行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を含む。
※3) ⑨欄には、軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)のみを行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を含む。

全課税資産における譲渡等	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑥合計＋⑧)	⑩	※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の①-1D欄へ ※付表4-1を使用する場合は、付表4-1の①-1D欄へ ※付表1-3を使用する場合は、付表1-3の①-1A欄へ ※付表4-3を使用する場合は、付表4-3の①-1A欄へ
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦合計＋⑨)	⑪	※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の①-1E欄へ ※付表4-1を使用する場合は、付表4-1の①-1E欄へ ※付表1-3を使用する場合は、付表1-3の①-1B欄へ ※付表4-3を使用する場合は、付表4-3の①-1B欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑦欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑥及び⑦欄の合計額を記載する。

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 〔軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用〕の留意事項等

- 1 この計算表における「適用対象期間」とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間（法37①に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間に該当する期間をいいます（附則38①）。
- 2 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)」とは、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます（附則34①）。
 - (1) 飲食料品(食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第1項に規定する食品(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類を除く。))をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産を含む。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。)
 - イ 飲食店業等を営む者が行う食事の提供(テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。)
 - ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供(ただし一定の場合を除く。)
 - (2) 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限る。)の定期購読契約(当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。)に基づく譲渡
- 3 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)」とは、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち、以下の(1)から(3)に該当しない課税資産の譲渡等をいいます。
 - (1) 上記の2に該当する課税資産の譲渡等
 - (2) 輸出免税の適用がある課税資産の譲渡等
 - (3) 税率引上げに伴う経過措置の適用により旧税率が適用される一定の課税資産の譲渡等
- 4 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合は、この計算表を使用することはできません。